

東京都地球温暖化対策報告書制度による 都内中小規模事業所への取組



東京都環境局

地球環境エネルギー部地域エネルギー課

中小規模事業所対策支援担当

- 1 地球温暖化対策報告書制度の概要**
- 2 施策前や施策時の課題と改善点**
- 3 施策のメリットデメリット**
- 4 本制度を勧める自治体等**

1 地球温暖化対策報告書制度の概要

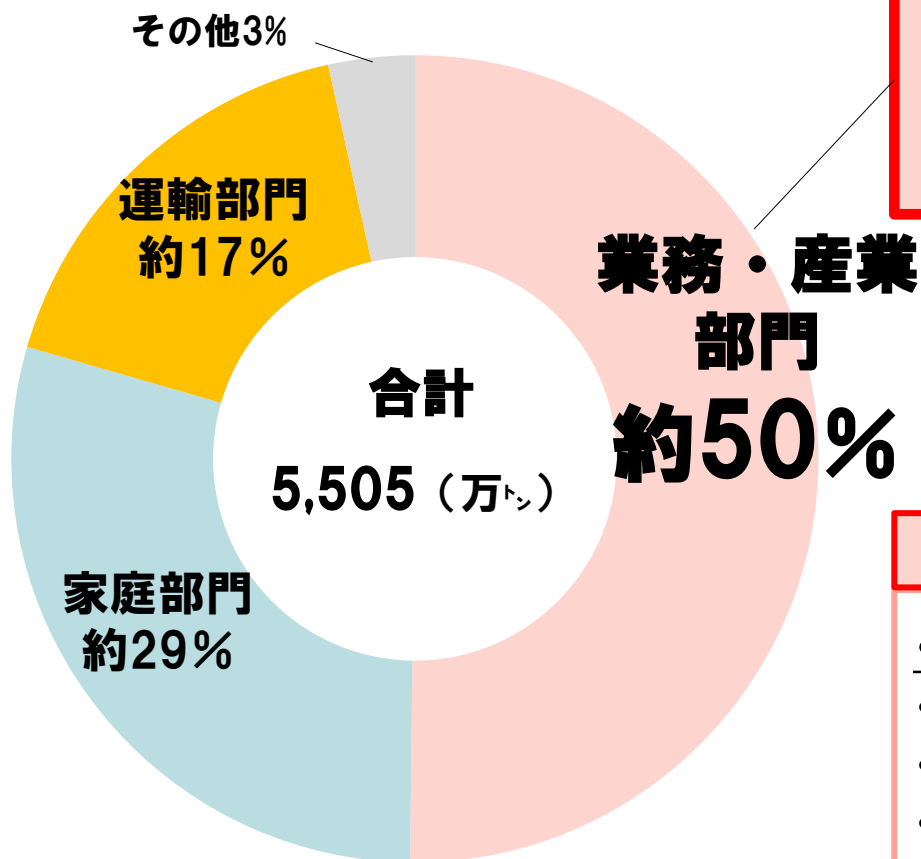
- (1) 制度開始の背景**
- (2) 制度の概要**
- (3) 制度の対象となる事業所等**
- (4) 制度の対象となる事業者等**
- (5) 報告者の概況**
- (6) 削減効果**

1 地球温暖化対策報告書制度の概要

(1) 制度開始の背景①

■東京都における中小規模事業所のCO2排出状況

東京都における 部門別CO2排出割合



業務・産業部門内訳

**中小規模事業所
約60%**
(約63万事業所)

**大規模事業所
約40%**
(約1,200事業所)

中小規模事業所対策の必要性

各種施策

- ・地球温暖化対策報告書制度
- ・省エネルギー診断
- ・研修会への講師派遣
- ・省エネアニメ・テキスト等

1 地球温暖化対策報告書制度の概要

(1) 制度開始の背景②

■中小規模事業所対策の方向性

目的

都内全ての中小規模事業所等の地球温暖化対策の推進

背景

都内の約63万の中小規模事業所の多くは、省エネルギー対策に取り組むための資金・人材・ノウハウなどが必ずしも十分ではない

人材の育成、ノウハウの提供、改修資金の助成等の支援策を実施し、中小規模事業所における地球温暖化対策の取組を後押しする必要

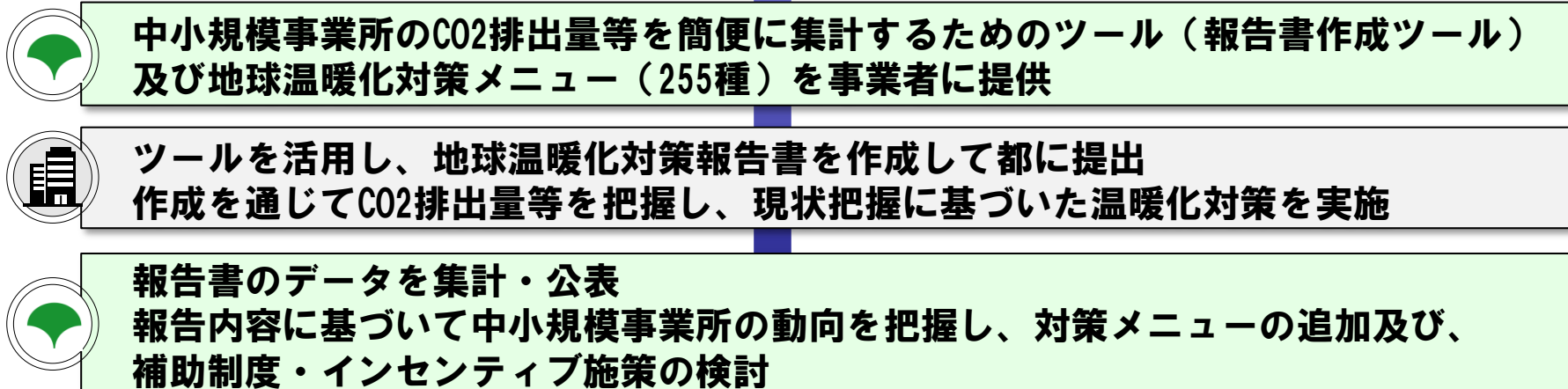
地球温暖化対策報告書制度の実施

- ・ 資金やノウハウが十分でなくても、地球温暖化対策に取り組むことができる有効なツールとして、PDCAサイクルを具体化した、「地球温暖化対策報告書」を提供、制度の参加を呼びかけ
- ・ 報告書の収集データを分析し、事業者に対して省エネ対策の有益な情報をフィードバック

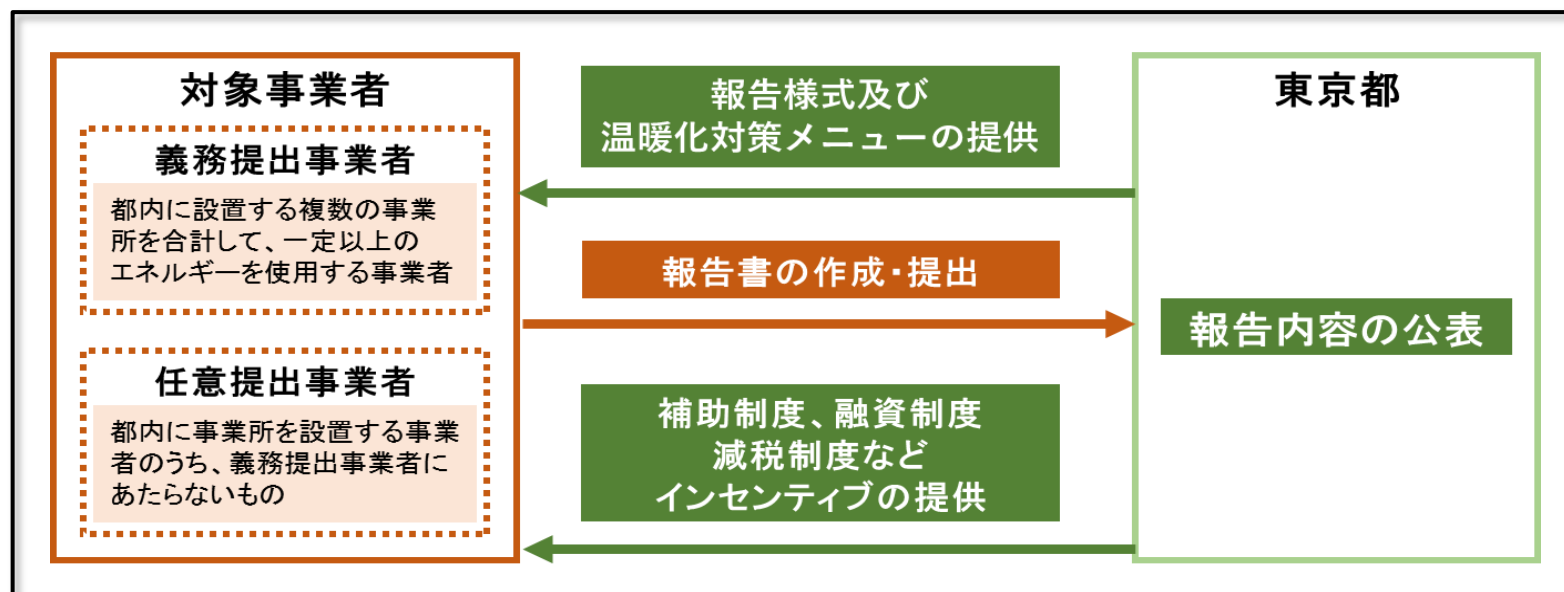
1 地球温暖化対策報告書制度の概要

(2) 制度の概要

■制度の流れ



■概要図



1 地球温暖化対策報告書制度の概要

(3) 制度の対象となる事業所等

■中小規模事業所とは

- 1 都内に設置（所有又は使用）されている
- 2 事業所等（建物、施設、事務所又は営業所等）
- 3 原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年未満

※東京都地球温暖化対策指針 第2編



1 地球温暖化対策報告書制度の概要

(4) 制度の対象となる事業者等

■都内に中小規模事業所を設置してる事業者が対象

1 義務提出事業者

都内に設置する複数の一定規模※以上の中小規模事業所の、
前年度の原油換算エネルギー使用量合計が3,000kL以上になる**事業者**

※前年度の原油換算エネルギー使用量が 30kL 以上 1,500kL未満のもの

⇒報告書の提出が条例で義務付けられます

2 任意提出事業者

都内に中小規模事業所を設置する事業者で、義務提出事業者でないもの

⇒希望者は任意での提出が可能です

1 地球温暖化対策報告書制度の概要

(5) 報告者の概況

■地球温暖化対策報告書制度における提出者数、提出事業所数

提出義務：約280者(約2.3万事業所^{*1})

^{*1} 提出義務者の提出義務対象事業所(30kl/年以上)の合計数

- **事業者：7割が株式会社※、2割が行政機関**
(約280者) ※株式会社のうち8割が、上場企業及びその関連企業
- **事業所：6割が「テナント」(他者所有の建物内で事業活動)**
(約2.3万事業所)

※この他、任意提出：約1,600者(約1.1万事業所^{*2})

^{*2} 提出義務の無い事業者の事業所及び提出義務者の提出義務対象外事業所(30kl/年未満)の合計数

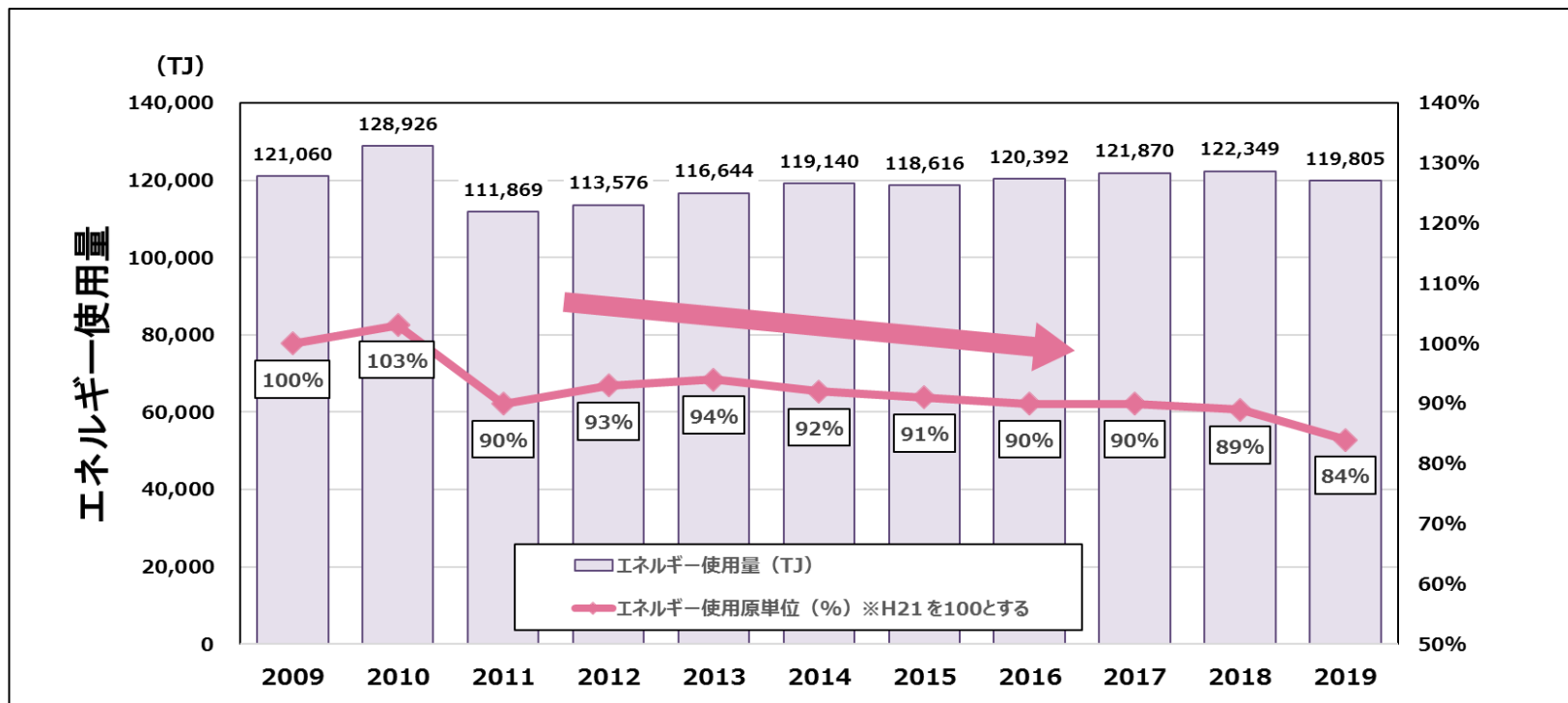
※2019年度実績値

1 地球温暖化対策報告書制度の概要

(6) 削減効果①

■2009年度実績からの推移(義務提出事業者)

提出義務対象事業者におけるエネルギー使用量及びエネルギー使用原単位の推移



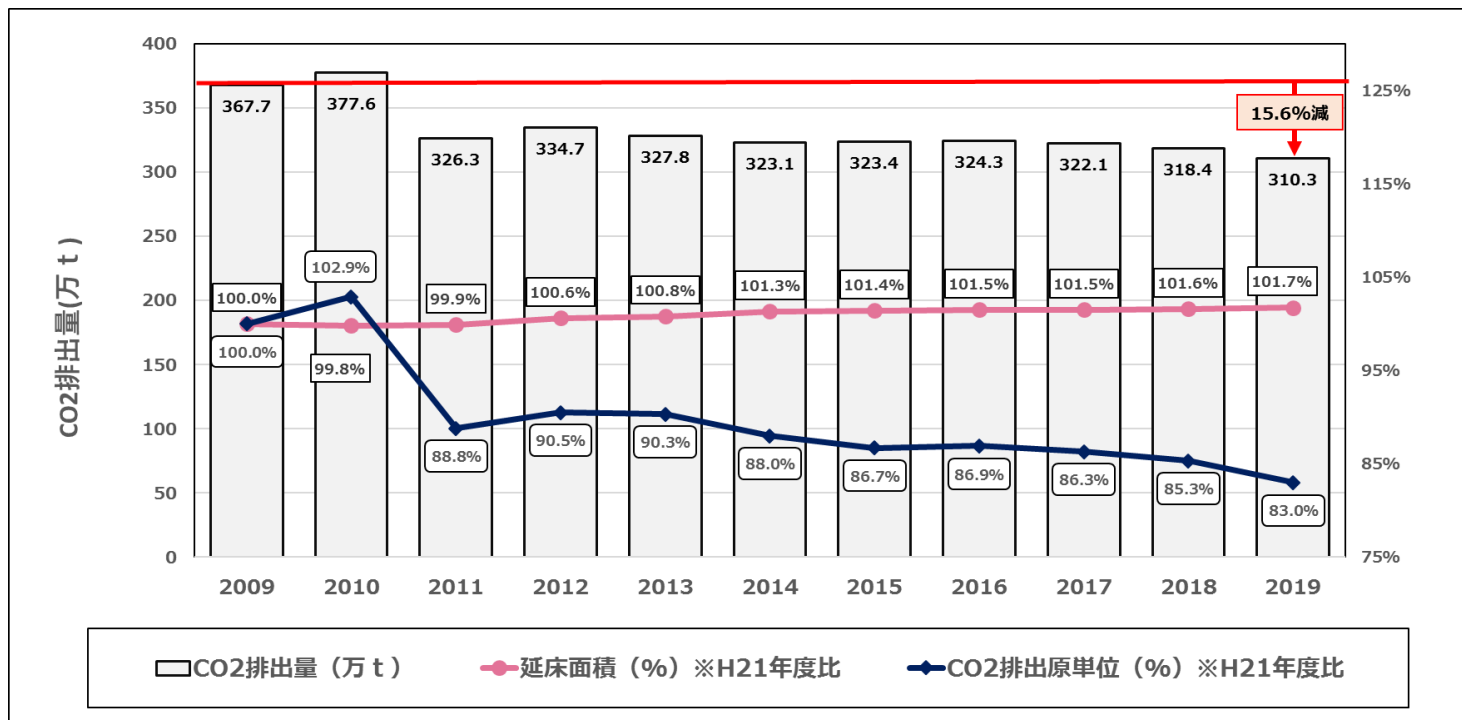
提出義務者が所有する事業所数・延床面積が増加しているが、省エネ効果等により延床面積当たりの原単位は減少
(=全体のエネルギー使用量は横ばい)

1 地球温暖化対策報告書制度の概要

(6) 削減効果②

■2009年度実績からの推移(11年連続提出事業所)

11年連続提出事業所におけるCO2排出量及びCO2排出原単位の推移



提出義務のある事業所のうち、制度開始時点から11年間年続で提出のあったものについては、CO2排出量・原単位のいずれも減少

2 施策前や施策時の課題と改善点

- (1) 実施前の課題**
- (2) 実施における課題や改善点**

2 施策前や施策時の課題と改善点

(1) 実施前の課題

■義務対象事業者の捕捉

実施前の課題

提出義務の基準である、

「単一の事業者が都内に複数設置する中小規模事業所の原油換算エネルギー使用量（3,000 kL以上）」に該当する事業者の抽出・捕捉が困難

対応

- ・ 事業者ごとの合計エネルギー使用量を推計するために、業界団体や事業者へのヒアリングや、民間の企業データベース、電話帳データベース等から、事業者ごとの設置事業所把握・集計を精緻に実施
- ・ その上で、義務対象となりうる事業者への連絡及び報告書の作成依頼を行うという地道な作業を要した。

2 施策前や施策時の課題と改善点

(2) 実施における課題や改善点①

■提出事業者の温暖化対策の取組への一層の働きかけ

実施における改善点①

報告書提出だけでなく、温暖化対策にも積極的に取り組んでもらえるよう、取組状況の外部へのアピールに役立つ各種ツールを都HPで公開

PRシート

事業所のCO₂排出量や省エネ対策への取組などについて表示する書面



カーボンレポート

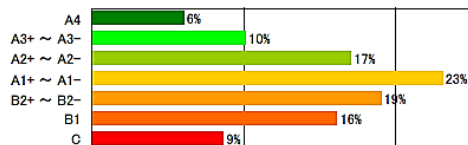
テナントビルの省エネレベルの見える化



低炭素ベンチマーク

事業所の用途に応じた自己評価指標

				割合
B1	1.15超～1.50以下	68.7 超	89.6 以下	6%
C	1.50超	89.6 超		10%
	平均原単位	59.7 kg-CO ₂ /㎡		17%
				23%
				19%
				16%
				9%



評価制度

CO₂削減率等が一定水準以上を達成した事業者を「優良事業者」として評価



2 施策前や施策時の課題と改善点

(2) 実施における課題や改善点②

■任意提出事業者への提出インセンティブの追加

実施における改善点②

義務提出事業者以外の事業者にも報告書提出を促していくことが課題。
現状では、中小企業を対象とした補助制度・融資制度・減税制度等において、報告書の提出を要件化

省エネ型換気・空調設備導入支援事業 (設備の)

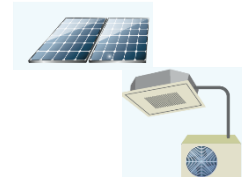
高効率な換気設備と空調設備の導入に要する
費用の一部を助成 (R4年度に受付再開予定)



省エネ促進税制

(法人事業税・個人事業税の減免)

設備 (都の指定機器) の取得価額
(上限 2 千万円) の 1 / 2 を事業税額から減
免 (事業税額の 1 / 2 を限度)



3 施策のメリットデメリット

3 施策のメリットデメリット

■メリット

行政



- ・ 都内における中小規模事業所（事業者）の温暖化対策等の状況把握
- ・ 中小規模事業所における地球温暖化対策メニューの発信

事業者



- ・ 事業所のCO2排出量を把握でき、対策を簡便に実施可能
- ・ 報告書の提出を要件とした補助・融資・減税制度に申請可能

■デメリット

行政



事業者



特になし

4 本制度を勧める自治体等

■中小規模事業所対策の第一歩として

国の省エネ法、温暖化対策法だけではカバーできない中小規模事業所が大部分を占める自治体



全国共通の課題

この課題に対し、中小規模事業所のCO2排出量等のデータや温暖化対策実施状況の把握により、次の施策を検討する第一歩となり得る。

◇地球温暖化対策報告書制度 HP

<https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/>

地球温暖化対策報告書

検 索



◇カーボンハーフの実現に向けた取組みの方向性等

環境審議会 企画政策部会資料

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/conference/council/kikaku.html>

